

生命を破壊する権利をめぐつて

——ジョン・ロックの奴隸論を手掛かりに

今村健一郎

一 はじめに

ロックの政治哲学上の主著である『統治論』は隸属を否定する次の言葉をもつてはじまる。

奴隸であるということは、あまりにも下劣で不幸な人間の状態であり、われわれの国民の高潔な氣質と勇気に全く反しているので、英國人、いわんや紳士がそれを擁護するとはほとんど考えられない。(T1.)

周知のとおり、『統治論』の前半を成す第一論文はロバート・フィルマーの王権神授説への論駁をその内容としている。君主の臣民に対する絶対的恣意的権力は神から与えられた正当な権力であるというフィルマーの主張は、君主の臣民に対する権力を主人が奴隸に対して有する絶対的恣意的権力と同等視した上でこれを正当化しようとするものであり、到底受け入れがたい。『統治論』の冒頭で奴隸の否定を宣言することで、ロックはこのことを強くアピールしている。

続く第二論文においてロックは、為政者が有する政治的権力の本質と起源に関して、フィルマーの議論に代わる自らの議論を提示し、その中で奴隸を否定する彼独自の議論を開闢している。

ロックの奴隸否定論の要諦は、まず生命や自由を各人の所有物と捉え、その上で他者を強制的に隸属せしめることが他者の所有権に対する侵害として否定する点にある。ロックの奴隸否定論は所有論の枠組みの中で展開されるのであり、その所有論は〈労働が所有を確立する〉と説く労働所有論として夙に知られている。

大地と人間以下の全ての被造物は全ての人びとの共有物なのだが、しかし全ての人間は自分自身の人格に対する所有権をもつてゐる。これに対しては本人以外のだれもどんな権利ももつていかない。彼の身体の労働とその手の働きは、まさに彼のものであるといつてよい。そこで、自然が準備し、そのままに放置しておいた状態から彼が取り去るものが何であれ、彼はこれに自分の労働を混合し、そしてこれに何か自身のものを付け加え、それによつて自分の所有物とするのである。このものは、自然によつて置かれた共有の状態から彼によつて取り去られたものだから、この労働によつて他人の共有権を排除する何かがそ

れに付け加えられたのである。(T2. 27)

元来は全人類の共有物であった自然の事物に労働を加えることで、われわれはその事物に対する排他的支配権、すなわち所有権を獲得するのである。」)のようにして獲得される所有物をロックは「生命・自由・財産」の三項目に大別する(T2.87,123, et al.)。ある者が他者を隸属せしめるとき、その者は他者が有する自由に対する所有権を侵害していくのである。

かくしてロックは他者を隸属せしめるのを禁じるのであるが、それに留まらず、彼はさらに人が契約によって自分自身を奴隸化する奴隸契約をも否定する。その否定の根拠を成すのが、奴隸契約による自由の譲渡は生命の喪失を含意し、かつ人は自己の生命を破壊する権利をもたない、という主張である。この際に、二つの問題、すなわち破壊する権利を含まない生命所有権とはどのような所有権であるのかという問題と、奴隸契約は生命の喪失を含意するのか、あるいはひとり奴隸契約だけが生命の喪失を含意するのかという問題が浮かび上がってくる。本論はロックの奴隸契約否定論に主要な関心を向け、そこで浮上したこれら二つの問題を検討する」としたい。

一　十七世紀イングランドにおける奴隸

ロックの奴隸論の検討に入るに先立つて、ロックが生きた十七世紀のイングランドにおいて奴隸はどのように存在であったのかを瞥見しておこう。

ロックの生きた時代はイングランドが北米への植民を推進していた時期もあり、ロック自身、植民地経営の重要な一角を担っていた。この時期のイングランド及び北米植民地における奴隸制度及びその背景を成す奴隸思想に関しては西出敬一が詳細な研究を行なつており、この研究をつうじて奴隸に関する当時のイングランドの共通理解を知ることができます。⁽¹⁾

イギリス法における奴隸制はエドワード六世治下の一五四七年に制定された「浮浪者取締法」においてすでに具体化を見ている。同法の規定により、逃亡奉公人や無職の浮浪者（vagabonds）は治安判事によつて胸に“V”の烙印が押され、二年に亘つてその者を連行してきた者の奴隸（slave）とされた。奴隸にはパンと水以外与えてはならず、殴つたり鎖に繋いだりすることも許容された。その奴隸が逃亡すれば、逮捕され、“S”の烙印を押された上で永久奴隸（slave forever）とされ、再逃亡すれば死刑となつた。このイングランドの奴隸制は大西洋を越えて植民地ヴァージニアにおいても継承された。ヴァージニア奴僕制は奴僕（servant）を常に自由民（freeman）と対置し、奴僕は一定期間主人の支配に服する年期奉公人（more free）と、終身に亘つて主人の支配に服する奴隸（more slavish）とに区分された。年期奉公人も奴隸も、輸入・所有・売買・相続の対象となり、独自の取締法によつて管理され、それに違反すれば鞭打などの体刑を受け、さらに結婚の自由は与えられていなかつた。ロックの時代、すなわち北米植民期のイングランドにおいては、奴隸や奴僕は正当な所有財産であり、牛馬のように酷使され、汚く残しい労働に従事し、おぞましく苛酷な境遇に置かれているという共通理解が存在し、隸属は自由人にとっては、屈辱的なることであると考えられた。

ロックもまた、奴僕（Servant）を狭義の奴僕と奴隸（Slave）とに一分する。前者は「自由人（Free-man）

が一定期間、自分が受け取るべき賃金と交換に役務を引き受け、自分を売る」とで自らを他者の奴僕とする」ものであり、この場合、主人は「彼〔奴僕〕に対する一時的な権力」を有するに過ぎないのであって、「彼らの間の契約に含まれている以上の権力」を有するものではない。これに対し、奴隸とは「正当な戦争で捕虜となり、自然の権利によつてその主人の絶対的支配権と恣意的権力に服従する」ものであり、彼らは「その生命、そしてそれと共にその自由を喪失し、その財産を失つてしまつたのであり、何らの所有権ももちえない奴隸の状態にある」とされる（T2.85）。主人に服する期限の有無にしたがつて奴僕と奴隸とを区別するロックの二分法はヴァージニア奴隸制のそれに似てゐるが、ロックはさらに主人の有する権力の範囲によつても両者を区別している。そして本論冒頭に引いた「奴隸であるということは、あまりにも下劣で不幸な人間の状態」であるというロックの言葉は、奴隸を「おぞましく苛酷な境遇」と捉える当時のイングランドの通念に符合している。

三 ロックの奴隸否定論

ロックが奴隸否定論を主題的に展開するのは、「奴隸について」と題された『統治論』第二論文第五章においてである。この章でロックはまず、「人間の本性的な自由」を理念として掲げる。この本性的自由とは「地上のいかなる優越的な権力からも自由であり、人間の意志や立法的権威の支配下にあるのではなく、自分の規則としてただ自然法のみをもつてゐる」と（T2.22）であり、政治社会の成員となる以前の自然状態において、各人はこの自由な状態にあるとされる。そして政治社会における人びとの自由とは「同意によつて国家の中に確立された立法権以外の権力の支配下になら」（T2.22）という状態であり、自然状態における自由と共に、

それは「絶対的で恣意的な権力からの自由」(T2.23)を指している。つまり、自然状態と政治社会のいずれにおいても、各人は他者の絶対的で恣意的な権力から自由である、ということが前提されているのである。

すでに見たように、ロックにおいて、この他者の絶対的恣意的権力からの自由は生命や財産と共に各人の所有物・所有権 (property) であるとされる。ある者が別のある者の生殺与奪の権を握り、その者を奴隸として使役することは、この自由という所有権の侵害に当たるがゆえに排除されねばならないのである。自由を一個の所有物と定め、他者を隸属せしめることを所有権の侵害として排除するというのがロックの奴隸否定論の論法である。

では、ある者が自己の所有物である自由を契約によって自発的に譲渡することで自ら奴隸となることは可能であろうか。ロックは次のように述べる。

絶対的恣意的権力からのこの自由は、人間の保存にきわめて必要であり、それに密接に結びついているので、人間は自分の保存と生命を同時に喪失することなくこの自由を手放すことはできない。ところが、人間は自分自身の生命の権力をもつていないので、契約あるいは自分自身の同意によって自分自身をだれかの奴隸にすることはできないし、自分自身を他者の絶対的恣意的権力の下に置き、その者が欲するときに自分の生命を奪うとする事とはできないからである。だれも自分自身がもつていてる以上の権力を手ぶらで譲るのはできない。そして自分自身の生命を奪うことができない者は、それに対する権力を他者に与えることはできない。(T2.23)

『統治論』において「権力」(power)という語は概ね「権利」(right)を意味しており、上の引用箇所における「自分自身の生命の権力」は「自分自身の生命の権利」と言い換えることができる⁽²⁾。人は自分自身の生命に対する権利、より正確には自分自身の生命を奪うことへの権利を譲渡することはできない、とロックは言う。ロックは自分自身の生命を破壊することを自分自身の生命を「奪う」(take away)という仕方で表現しているが、「奪う」という行為が分離を含意する以上、これは適切な表現ではない。私の生命の破壊は私自身の破壊と同一事であり、両者を分離することは不可能である。適切に表現するならば、自分自身の生命を奪うことへの権利とは自分自身の生命を破壊する権利、すなわち自殺権である。人は自分自身の生命を破壊する権利を元来もっていない。それゆえ、それを譲渡することはできない。そして、自由を手放すことは直ちに自己の保存と生命の喪失、すなわち自分自身の生命の破壊を意味するのであるから、奴隸契約によって自由を譲渡する」ともできない。奴隸契約はこのような議論によつて否定される。

四 生命所有権

(一) 破壊を禁じられた所有物としての生命

ロックにおいて生命は一個の所有物であり、各人は自己の生命に対する所有権（以下、生命所有権と呼ぶ）を有しているのであつた。ところで、所有権とはどのような権利なのだろうか。すでに見たように人間は他者の絶対的恣意的権力からの自由を有するのであつた。ロックはこの自由をより詳細に次のように規定している。

自由とは、……自分がその下にある法の許す範囲内で、自分の人格や行為や財産、そして自分の全所有物を、自分が欲するままに処分し、管理し、その際に他者の恣意的な意志にしたがうのではなく、自由に自分自身の意志にしたがう自由のことである。（T2.57）

自由とは、他者の恣意的意志を排し、法の範囲内で自分の所有物を自分の意志にしたがつて処分・管理することを言う。これは「所有権」という語によつてわれわれが通常理解している事柄に概ね一致する。所有権とは法の範囲内である対象を排他的に支配する権利のことである、という理解をロックとわれわれは共有していると言つて差し支えないだろう。⁽³⁾ ロックの表現にしたがうならば、所有権はある対象を「処分」（dispose）あるいは「管理」（order）する」とへの権利なのだが、ここでの処分は破壊する」ととも含むであろう。たとえば、家の新築のために古い家屋を破壊することは、その家屋の所有者の権利である。

しかしながら、先に引いたT2.23節では、人は自分自身の生命の権利、より正確には自分自身の生命を破壊する権利をもたないという理由から、そのような権利の譲渡を意味する奴隸契約が否定されている。このことから、生命に関してのみ、ロックはその所有権の内に破壊する権利を含めていないのであり、破壊権を含まないという点で生命所有権は特殊な所有権であるという解釈が生じる。ここで、ロックは果たして破壊権を含まない所有権というわれわれの通念とは異なる特殊な所有権を認めているのか、という疑問が生じる。また、所有論の枠内で自殺や自発的奴隸契約を否定する議論を開拓するためには、生命に関してのみ、社会通念とは

異なるそのような所有権概念を通用させねばならないとするならば、そもそも生命を所有物として語ること 자체が妥当なのか、という疑念が生じてくるだろう。生命を一個の所有物として、しかも破壊を禁じられた特殊な所有物として語ることの妥当性が問われねばならない。

(1) より高貴な使用という条件

ロックが自殺を禁じる第一の根拠は神の人類所有権である。人類は神の所有物であり、神の意志は人類の存続であるのだから、われわれは神の意に反してその所有物を無為に破壊してはならない、とロックは言う。だが、全能にして唯一の神が所有権を主張するというのは奇妙な考え方であり、これに基づく自殺否定論は説得力に乏しい。しかしながら、神の人類所有権に訴える議論だけがロックの自殺権否定の論拠ではない。神が人間に万物を与えたという聖書の一節を引いた後、ロックは次のように続ける。

しかし神はどの程度までそれをわれわれに与えたのだろうか。享受するためである。だれでも、それが損なわれる前に、生活の何らかの便宜のために利用できるかぎり、そのかぎりにおいて彼は自分の労働によって所有権を定めてもよいのである。……損なつたり破壊したりするために神が人間のために作つたものは何もない。(T2.31)

神が人間に万物を与えたのは人類がそれを享受するためであり、損傷や破壊のためではない。これを理由に

自然法は所有権に制限を加え、利用可能な範囲を超えた所有権の設定を禁じるのである。一般に所有権の目的はその対象を利用することにあるのであって、破壊するためではない。つまり、生命だけでなく生命以外の所有物に関しても、無為な破壊は禁じられているのである。そして、無為ではない有益な破壊——たとえば、家を新築するために古い家屋を取り壊すなど——ならば、それへの権利は所有権の範囲内に含まれるのである。現にロックは所有物の破壊に関して次のように述べている。

人はその「自然」状態において、自分の人格や所有物を処分する何の制御も受けない自由をもつてはいるが、しかし単なる保存より高貴な何らかの使用が要求する場合を除いては、自分自身や、また同様に自分が所有する被造物を破壊する自由をもたない。(T2.6)

家を新築するといった「より高貴な何らかの使用」(some nobler use) が破壊を要請する場合には、破壊は認められる。この引用箇所における「自分の人格」(his Person) や「自分自身」(himself)は生命を意味していると解するならば、より高貴な目的のためであれば自殺行為は容認されるという解釈が可能である⁽⁴⁾。仮にこの箇所における「自分の人格」や「自分自身」を生命の意に解することができなくとも、ロックにおいて生命が一個の所有物であることは変わりないのでから、この解釈は依然保持される⁽⁵⁾。ロックが否定しているのは自殺全般ではなく、あくまでも無為な自殺なのであり、場合によっては生命の破壊は正当な所有権の行使と見なされうるとするならば、ロックにおいて生命は破壊を禁じられた特殊な所有物であると考える理由は

なくなる。この場合、ロックにおいて自殺はいかなる場合に有益でありうるのかが問題となる。

(二) 自殺の有益性

自分自身の生命の破壊が常に無為な破壊であるということが自明ではない以上、無為な破壊を禁止する議論から必ずしも自殺全般の禁止が導かれるわけではない。では自殺は有益でありうるのだろうか。ロックにおいて自殺が有益であるような場面とはどのような場面なのだろうか。

実際、死に値するある行為によつて自分自身の罪でその生命を喪失した者に対し、その相手方は（彼がその者を自分の権力のうちに取めるときは）その生命を奪うことを延期し、自分自身に役立つようにならの者を利用してよいし、それによつて彼はその者に危害を加えてはいない。というのも、奴隸であることの苦難が自分の生命の価値を凌駕すると思うときはいつでも、主人の意志に抗して自分が望む死を自分自身に引き寄せる力をその者はもつてゐるからである。（T2 23）

死に値する行為、すなわち不正な戦争を仕掛け、その結果、その交戦相手の捕虜となつた者を奴隸として使役することをロックは許容する。これはロックが奴隸を許容する唯一の理由である。この場合の捕虜は生命所有権を喪失しているのだから、殺しても、あるいは殺さずに奴隸として使役しても構わない。⁽⁶⁾ このとき、捕虜が隸属の苦痛に満ちた生よりも死を選び、自らの命を絶つことは常に可能である、とロックは言う。自殺が有

益な場面があるとすれば、このような場面であろう。「自分の生命の価値」という正の効用と「奴隸である」との苦難」という負の効用の和が負の値をとるとき、自殺が選択される。なお、ここで問題になつてているのは自殺の有益性の如何なのであって、自殺権はいかなる場合に認められるのかという権利の問題ではない。自殺の有益性は、それが自殺権の要件であるとしても、権利問題とは独立に考察可能であり、その意味で別個な事柄である。それゆえ生命所有権及び一切の権利を喪失し、最早いかなる権利の主体でもない捕虜の例をもとにこの問題を考察することは誤りではない。この捕虜の例が不適切であると思われるならば、病苦に満ちた生よりも安楽死を望む患者——この患者は十全たる権利の主体である——を例として挙げてもいいだろう。生よりも死を選ばせるのは、なにも隸属や病気に由来する苦痛だけではない。

神は……いくつかの種類の被造物が繁殖し、持続するよう特別に取り計らつており、この目的のために、時折自分自身の私的な善を顧みず、自然が万物に教える自己保存という一般的規則を忘れてはいるかに見えるほど強く個体を行ふさせる……（T1. 56）

人間や動物が、時折自分自身の生命を顧みることなく子供の利益を図ることをわれわれは知つていて、場合によつては自己の生命よりも子供の利益が選ばれることは決して珍しいことではない。「より高貴な使用」のための自殺があるとするならば、親が子供の犠牲となつて死を選ぶことこそがその一事例に相応しいと思われる。

これらの事例を比較した際、そこに共通しているのは自殺の有益性の判断が行為者本人によって下されいるという点である。これらの事例を見るかぎり、ロックにおいて自殺はいかなる場合に有益でありうるのか、という前章での問い合わせに対し、それは自殺を試みる当人が有益だと判断する場合である、と答える」とができる。そうである。

(四) 命令的権利

しかし、行為の有益性の判断が常に行為者本人に委ねられていると考えるならば、全ての自殺が有益であるということにもなりかねない。ロックは、「いかなる合理的な被造物もより悪くなるという意図で自分の状態を変えるとは考えられない」(T2.131) と言つが、この発言は、合理的な行為者においてはどのような行為も、行為者本人にとって悪化を目指すものではありえず、何らかの意味で現状維持もしくは改善である、という意味に理解することができる。

自殺は自己の生命の無為な破壊であり、それは常に自己の状態の悪化しかないといつゝとを自明の前提としないかぎり、自殺もまた合理的行為者にとっては現状からの改善を目指した有益な行為だ、といふことになる。しかし、われわれは行為が有益なのは行為者本人にとってそのように思われるからであるとは考えない。われわれは行為の有益性の基準を行為者当人の自覚とは別のところに置き、当人の自覚とは関係なくその行為の有益性の如何を論じることができる。その際、われわれは行為者当人の主観的な自覚ではなく、われわれが共有しうるという意味で客観的な何らかの基準に訴えているのである。ある者の自殺が有益であるとするなら

ば、それは当人にとって有益であると思われるからなのではなく、何らかの客観的基準に照らして有益であると判断されるからなのである。

ロックは、拷問の苦痛あるいは愛や怒りなどの激情から来る激しい不安などによつて精神が極端に乱されるとき、われわれは思考の自由を失い、十分な考察や公正な検討ができなくなると言つ（E2.21.53）。ロックの言う「合理的な被造物」が満たすべき諸条件がどのようなものであるにせよ、それらは十分な考察や公正な検討が可能であるということを含むであろう。しかるに、先の捕虜や安樂死の例における当事者の判断は、苦痛によつて攪乱された精神の産物であつて十分な考察と公正な検討を経た合理的な判断ではない。それゆえ、これらの一例においては当人による判断よりも、むしろ当人以外の他者による判断の方が適切さにおいて勝ると言えるだろう。一般に、ある者が生よりも死を選択するような場面は非常な事態であり、そのような事態に置かれている者が自殺の有益性の如何を客観的基準に照らして冷静に判断できる状態にあるなどと期待すべきではなく、それゆえ自殺の有益性の判断はほとんどの場合において当人以外の者の手に委ねられるべきなのかもしれない。

自殺の有益性を判断しうる立場にいるのはほとんどの場合、当人以外の者であり、その判断は何らかの客観的基準に照らして下される。そして、ある者による自殺の志願がその基準に照らして有益であり「より高貴な使用」に該当すると判断されるならば、その者には自殺が認められ、反対に、有益であると判断されないならば、当人がいくら強く自殺を望んでも、その願いは却下され、他の者はその者の自殺の試みを正当に押し留める。ロックにおける自殺権をこのようなものと考えるならば、それは「自分自身の意志に従う」という自律

の契機を欠いているがゆえに他律的な権利とでも呼ぶべきものになるであろう。また、問題とされる自殺の受益性が自殺志願者本人にとつての有益性である場合、その有益性の判断が受益者自身によつてではなく、彼以外の他者によつて下されているのだから、この自殺権はパターナリストイックな権利であると言えるだろう。

他律的でパターナリストイックな権利の典型は子供がもつ教育を受ける権利である。子供は学校に通う権利を有するが、自分自身の判断に基づいて学校に通わないという選択肢をとることはできない。学校に通うことは子供にとつて義務である。権利の主体に自由裁量の余地を認めないこのような権利をファインバーグは命令的権利 (mandatory right) と称し、通常われわれが権利という言葉によつて思い浮かべる自由裁量的な権利 (discretionary right) と対比させている。⁽⁷⁾ この命令的権利という観念の背後にあるのは、だれもその有用性を否定できないような利益——たとえば、教育・健康など——が存在し、その利益への資格は万人に与えられて いるという理論であるとファインバーグは言う。万人が認めざるをえないほど強力なこの有益性は、受益者本人の判断とそれに基づく自由な決定をも凌駕し、本人の意志を退けてまでその利益を享受せしめることを正当化する。命令的権利とは放棄できない不可譲な権利であり、この命令的権利の観念の背後には権利を利益として捉える権利観が横たわっている。文字通りにだれも否定しえないような利益が果たして存在するのかは不明だが、ほとんどの者がその重要性を否定しないような利益——生命はその最たるものであろう——は存在するだろ う。そして、利益に関わる判断には、一般にその利益の重要性に見合つた慎重さ、すなわち利益の重要性に見合つた十分な考察と公正な検討が要求される。そして、利益の重要性が極大である場合には、その要求の水準もまた極めて高いものとなり、多くの受益者にとつてその水準を満たすことはほとんど不可能となるのかもし

れない。ほとんどの者がその重要性を否定しない生命という利益に関わる判断は、ほとんど全ての場合において受益者本人の手に余るものであり、それゆえ十分な考察と公正な検討を経た上で生よりも死を選ぶという判断を下すことは原理的には可能であるとしても、実質的には不可能なのかもしれない。⁽⁸⁾ 利益の重大さに判断の慎重さが及び得ない場合、受益者にはその利益を享受することが義務付けられるのである。

ファインバーグによるこの権利の二区分を用いてこれまでの議論を表現してみよう。ロックにおいて所有権は多くの場合において自由裁量的権利であり、所有物の処分は所有主の自由裁量に任せられているのだが、所有主が十分な考査と公正な検討に耐えない状況にある場合、所有主の利益を保護するために、その所有権は命令的権利として扱われる、ということになる。では、実際にロックの議論のどこかに命令的権利を読み込む解釈上の余地が存在するだろうか。

ばかな真似をし、自分自身に恥と不幸を引き寄せる自由にあることが自由の名に値するだろうか。もし、理性の導きから脱し、われわれがより悪い方を選んだり行なつたりしないようにさせる検討と判断の拘束を欠くことが自由であり、真的自由であるとしたら、狂人と愚か者だけが自由人である。(EZ.21.50)

すでに見たように、ロックにおける自由とは法の範囲内で自分自身の意志に従つてその所有物を処分することなのだが、自分自身に恥と不幸を引き寄せ、自分自身をより悪い方向へと導くような仕方でその自由行使するならば、それはもはや自由の名に値しない。行為者本人にとつて不利益な結果をもたらす愚行を回避する

ための理性の導きあるいは検討と判断を欠いて「何ら自由ではない。」そのような状態にある者は自由人ではなく狂人あるいは愚者である。ロックは「無害な樂しみ」(T2.128)を味わう自由は認めるのだが、愚行の自由は認めていない。理性を用いて検討と判断を行なうとの可能な者が自由行使するとき、それは当人の不利益を意図するものではありえない。ある行為が愚行であるならば、その行為は行為者本人の自覚の有無にかかわらず愚行であるのだから、「」でもまた、何が行為者本人の不利益であるのかが当人の自覚とは異なる客観的基準に照らして判断されているのである。そしてある者の行為が愚行であると判断された場合、その者は自由人ではなく狂人あるいは愚者として「他者の指導と支配を受け続ける」(T2.60)ことになる。狂人は白痴や未成年者と共に、「彼らの後見人である他者を導いている理性を自分たちの導き手としてもち、その理性に自分たちの利益を求めて獲得してもらいうのである」(T2.60)。

愚行をなす者の利益は本人の自由裁量によってではなく、他者たる後見人の手によって守られるべきである。というロックのこの見解は、権利を利益と捉えた上で、権利の主体に自由裁量の余地を認めない命令的権利の觀念ときわめて親和的である。「」のように考えるならば、ロックの議論の中から命令的権利の觀念を抽出する「」とは十分に可能であるように思われる。

神の人類所有権という觀念に訴える」となく、かつ生命所有権を破壊の権利を含まない特殊な所有権とみなすこともなくロック所有論の枠内で自殺否定論を導こうとするならば、命令的権利という觀念に訴える論法はひとりの可能な道筋であろう。ロックにとって自殺は愚行の最たるものであるということは先に引いた彼の発言から容易に推測できる。そのような愚行を志向する自殺志願者は一般に十分な考察と公正な検討が可能な状

態はないので、その生命所有権は命令的権利として保護されねばならないということを根拠に自殺が否定されるのである。

(五) 「死ぬ権利」の不可能性

さて、次章での奴隸契約の検討に移る前に、命令的権利の観念を援用するのではなく、別の仕方でロックの自殺否定論を導出する道筋をここで検討することにしたい。そのような道筋は自殺権という権利概念の矛盾を指摘し、それを欺瞞として退ける議論によつて示されうる。

すでに繰り返し述べたように、ロックは生命を所有物のひとつに数えている。だが、所有主体と分離不可能な生命を所有物として語ることは、所有主体を身体と分離可能な靈魂のようなものとして想定するのでもないかぎり、そもそも不可能であるという反論が可能であろう⁽⁹⁾。無論、車や不動産を譲渡するように生命を譲渡することなど不可能である。われわれが自己あるいは他者の生命に對してなしうることは、せいぜいそれを維持するか破壊するかのいずれかでしかない。ロックが「自分自身の生命の権力」と呼び、かつ否定するのは自己の生命を破壊する権利、すなわち自殺権である。この自殺権、あるいは「死ぬ権利」に対しても、一ノ瀬は次のように論じる。

「権利」という概念は、それを行使してその結果を享受できるということを含意していると考えられるが、「死ぬ権利」の場合、権利行使して結果を享受できるものが存在しない、よつてここに「権利」と

いう概念を当てはめることはできない。⁽¹⁰⁾

一ノ瀬は安樂死の是非を問う文脈で「死ぬ権利」を論じており、それゆえこの「死ぬ権利」は、社会あるいは医療の側が権利遂行を果たさせてあげる「義務」を伴う請求権（claim-right）として理解されている。これに対し、ロックが否定する自殺権は他者への積極的な義務付けを伴うものではない。だが、両者の間にあるこの相違は以下の議論において、さほど重要ではない。重要なのは、「死ぬ権利」や自殺権はそれを行使してその結果を享受できる者が存在しないがゆえに、矛盾した、あるいは不可能な概念であるという論点である。この論点に立つことで、「人間は自分自身の生命の権力をもつていらない」というロックの発言を、自殺権概念の矛盾あるいは不可能性を指摘したものと解釈することが可能になる。

一ノ瀬が言うように、権利概念は確かにそれを行使してその結果を享受できるということを含意している（そもそも、だれが敢えて権利を主張するだろうか）。だが、「死ぬ権利」を行使することで、その結果を享受すべき権利主体が存在しなくなってしまうのだから、「死ぬ権利」という概念は不可能な概念である、という一ノ瀬の発言は、人間における利益の享受をあまりに狭く理解しているように思われる。

これに対し、ファインバーグは遺産の処分を念頭に置きつつ、「当該の人物の死を超えて生き残る彼の利益を、われわれは有益なファイクションとして語りうると思う」と述べている。⁽¹¹⁾受益者が存在しなくなつてもなお残存する利益という観念は有益であるとしても、それはやはり『不思議の国のアリス』におけるチエシャ猫の笑いと同じく不可解なファイクションにすぎない。より洗練された議論を提示しているのはネーゲルである。

大半の善と不幸は、単にその時の絶対的な状態よりも、むしろその経験と可能性によって同定される人物を主体としてもつ。そして、この主体が連続的な空間と時間の中に正確に位置付けられうるのに対し、彼に起こる善や悪に関しては、同様のことが必ずしも真であるわけではない。……人に起こりうる善や悪を、特定の時間において彼に帰されうる非関係的諸性質に限定することは独断的である。……ある人間の生は、彼の身体と精神の境界内で起こるのではない多くのことを含み、また彼に起こることは、彼の生の境界内で起こるのではない多くのことを含みうる。⁽¹²⁾

「肉体化された現在」でしかない動物の場合とは異なって、人間における利益の享受は、受益者が占める時間と空間の外でも起こりうる。このように論じることで、「死ぬ権利」の不可能性の主張を退けることが可能となる。

だが、われわれはファインバーグやネーベルを引かずとも、権利概念それ自体から「死ぬ権利」の不可能性の主張を退けることができる。権利概念は確かにそれを行使してその結果を享受できるということを含意しているのだが、それと共に、権利の保有者にとつては、権利行使すればその結果を享受できるという想念自体がすでに享受さるべき利益なのであり、この利益は権利が与える利益の少なからぬ部分を成している。たとえば金融機関に一定額の預金をもつ者にとつては、その金銭債権を現実に行使するまでもなく、いつでも好きなときにその権利行使して結果を享受できるということ自体が利益であろう。病苦から逃れるべく安楽死を希

望する患者にとって、「死ぬ権利」の行使が病苦からの解放をもたらしてくれるという期待は、それ自体利益であり、当該の患者においてはこの利益が「死ぬ権利」が与える利益の全部を占めていると言つてもよいであろう。われわれは死を超えて存続する権利主体や受益者の死を超えて存続する利益を想定することなく「死ぬ権利」について語ることができる。

五 奴隸契約

(一) 貧労働と奴隸

さて、第四章第四節で見たように、「自分自身に恥と不幸を引き寄せる」ことや「われわれがより悪い方を選んだり行なつたり」することは愚行なのであつた。無論、われわれは恥すべき振る舞いをなす者全てを悉くバターナリスティックな保護を必要とする愚者であると認めたりはしない。以下問題となつてゐる愚行とは、行為者自身の生命に密接に関わつてゐる重大な行為、すなわち自殺と自殺を含意する奴隸契約に限定されてゐる。

自殺や自殺を含意する奴隸契約をロツクは否定するのだが、その際にまず指摘すべきは自殺や奴隸の概念の外延は必ずしも明確ではないという点であろう。

たとえば、肺ガンなどの致命的な疾患の原因となりうる喫煙を緩慢な自殺行為であると認めるべきか、あるいは遭難死する危険性の高い登山を自殺行為と認めるべきか、といった判断は直ちには下せないだろう。ノージックは、奴隸を気の向くままに残酷に殴りつけたり、真夜中に呼び出したりする野蛮な主人を想定し、

次にそのような野蛮な主人よりもいくらか寛容で、割り当てられた仕事をしないときだけ奴隸を殴るような主人を想定している。きわめて残酷な主人の事例からより残酷でない主人の事例へと次第に推移する一連の連鎖を想定した場合、どの事例において奴隸は最早奴隸ではなくなるのだろうか、とノーティックは問うている。^[13] いかなる状態が奴隸たることに含まれるのかは必ずしも常に明確ではないのである。

ロックによれば、他者の絶対的恣意的権力からの自由は「人間の保存にきわめて必要であり、それに密接に結びついているので、人間は自分の保存と生命を同時に喪失することなく」の自由を手放すことはできない」のであつた。奴隸契約によつて自由を譲渡することは生命の喪失を含意するがゆえに否定される。無論、人の保存にきわめて必要であり、それと密接に結びついている所有物は自由だけではないだろう。たとえば食糧は人間の生存に密接に結びついた必要物であり、食糧の譲渡が死を意味するような苛酷な状況を想像することは容易である。ロックの言に従うならば、そのような苛酷な状況での食糧の譲渡は否定されねばならない。すると、われわれに譲渡可能なものは自分自身の生存に密接に結びついていないものに限定されるということになる。^[14]

われわれが日常的に市場で売買している諸々の所有物は、どれも単独ではその所有主の生存に密接に結びついてはいない。しかしながら、それらの所有物は単独ではなく全体として所有主の生存に密接に結びついている。われわれが労働市場で売買する自由という所有物に関しても、そこで売買される自由は、多くの場合、どれも単独では所有者の生存に密接に結びついてはいない。第二章で見たように、ロックは「自由人（Free-man）が一定期間、自分が受け取るべき賃金と交換に役務を引き受け、自分を賣ることで自らを他者の奴僕となる。

する」こと、すなわち賃労働を隸属から区別しており、その上で前者を肯定している。ここで自由人が自らの自由を売つて奴僕あるいは賃金労働者となることが肯定されているのは、それが一定期間の自由の譲渡に過ぎず、主人との契約に含まれている以上の権力に服するものではないからである。つまり、奴隸契約が生命の喪失を含意する自由の全面的な譲渡であるのに対して、賃労働契約は自由の部分的な譲渡に過ぎず、それは生命の喪失を含意しないという理由から許容されるのである。

ロツクは賃労働と隸属との間に截然たる区別、すなわち自由の部分的譲渡と全面的譲渡との区別が存在するとした上で、前者を是認する。だが、賃労働者である奴僕も、奴隸と同様に、汚く賤しい労働に従事し苛酷な境遇に置かれている、というのが当時のイングランドの通念なのであつた。賃労働者に従事するユダヤ人の境遇を「苦役」(drudgery)と見るロツクもまた、この通念を共有しているものと推測できる。⁽¹⁵⁾よつて、ロツクが提示する奴隸と奴僕との区別がどこまで妥当なのがここで問われるべきであろう。

ロツクが提示する賃労働者と奴隸との区別に対する批判の言葉を投げかけている。⁽¹⁶⁾自由の部分的譲渡である賃金のために継続的に労働を譲渡することが……実際には生命と自由の譲渡であることをロツクは認識しようとしなかつた」という批判の言葉を投げかけている。自由の部分的譲渡である賃労働は実際には生命と自由の譲渡を含意しているというマクファーソンの言葉は、久しい以前から過労死が社会問題として認知されている現代の日本においては真実味を伴つてわれわれに響いてくる。大手企業に就職すれば生涯の安泰が保障されると考えて企業と雇用契約を結び、その企業で要求されるままに「サービス残業」を重ね、やがて過労によつて死に至るケースが、主人の慈悲を期待して奴隸契約を取り結んだものの、当初の意図に反し、過労が原

因で死に至った奴隸を連想させるとしても、両者を単純に同等視することはもちろんできないだろう。しかしながら、企業における苛酷な労働条件に耐え忍ぶ従業員がしばしば「社畜」という言葉によつて表現されるとき、そこで暗示されているのは、自由の部分的譲渡であるはずの企業における賃労働が実質的には自由のほば全面的な譲渡になつてしまつてゐるという思いなのではなかろうか。少なくとも、企業における従業員が自由と生命の所有主体である自由人としてではなく、「社畜」すなわち企業の所有物たる家畜として描かれるとき、その連想を可能にしてゐる背景とは、ロックの言に反して賃労働と奴隸労働との間には連続性があつて両者は截然と区別しがたいという実情であるように思われる。奴隸契約と賃労働契約との境界が必ずしも截然としていないとするならば、ひとり奴隸契約だけを生命の喪失を含意する自由の譲渡である考へるべきではないだろう。

(二) 根源的労働

奴隸契約なのか賃労働契約なのかが截然としない場合があるということを指摘し、それを以つてひとり奴隸契約だけが生命の喪失を含意する自由の譲渡なのではないとする本論に対しても、次のような反論が予想される。すなわち、仮にごく少数のそのような境界事例が存在するとしても、圧倒的多数のそれ以外の事例は明確な奴隸契約もしくは賃労働契約であり、ロックの念頭にあるのもそのような明確な事例であるのだから、そのような例外的な少數の境界事例の存在を指摘することで奴隸契約のみを否定するロックの不備を言い立てるのは不當である、という反論である。

確かに、われわれが取り結ぶ賃労働契約のほとんどは生命の喪失を含意しない契約であり、奴隸契約とは明確に区別できる。しかし、いひで重要なのはそのような区別を行なうのは契約の当事者であるわれわれ自身に他ならないという点である。

労働市場において、労働者は自己の労働の所有者であり、自己の自由な決定に基づいてその労働力を譲渡し、対価を得ている。だが、この自由な決定に基づく所有権の行使は、それが生命の喪失を含意するとき、すなわち自然法が義務付ける自己保存を危うくするときに限界に達する。ロックにおいては、自然法上の義務が権利の基底に存し、それが権利を限界付けているのである。また、ロックは、労働を専有の手段として指定する際に、自己保存を自然法上の義務として前提した上で、生命の維持のためにには (for the support of his Life) 必要物を専有する手段が必然的になくてはならぬ (there must of necessity be a means to appropriate) といふ仕方で労働による専有の権利を導出しており、いふに自然法上の義務が基底にあって、そこから権利が導出されるという構図を見取ることができる。⁽¹⁷⁾ 愚行の自由を否定するロックにおいて、所有権は「ある個人の選択を保護することは根本的であり、何らかの目標や義務よりも適切に下位に置かれることはない」とする政治理論を要求するような権利、すなわち自然権ではない。⁽¹⁸⁾ ロックにおける所有権は人類保存を意図する神の意志たる自然法に従属し、自然法上の義務から導かれるのだから、ドゥウォーキンの分類にしたがうならば、ロックの政治理論は「権利基底的理論」ではなく「目標基底的理論」あるいは「義務基底的理論」に数える方が適切であろう。

では、義務基底的なロックの政治哲学においては通常われわれが権利の核心にあると考えている自由な決定

という契機は不要なのだろうか。無論、そのようなことはない。ごく少数とはいえ、奴隸契約なのか賃労働契約なのかが見通しがたく截然としない場合があるからこそ、われわれには十分な考察と公正な検討を経た上での決定が求められるのである。権利の核心に利益を据える権利観に立つとしてもなお、「そのとき選択すべきであるように見える善が、本当の幸福をもたらす傾向をもつのか、それとも本当の幸福とは整合しないのか」(E221.51) をわれわれは検討しなければならない。生命の維持を確保しうる労働なのか、それとも生命の喪失へと至る隸属なのかを見極めるべく熟慮することそれ自体が、ロックにおいては生命という所有物を確かなものとするための労働なのである。それは「汝が生きるかぎり、汝は己の労働によって生きよ」(T1.45) という神の命令によって各人自らに課せられている労働なのであり、この固有な意味における労働は、労働市場において売買される賃労働とは意義を異にする。というのも、この意味における労働は、自由の部分的譲渡を自由の全面的譲渡から区別し、それによって前者を譲渡可能な所有物として確立し、賃労働を可能にしているという点で賃労働および賃労働とは意義を異にする。このように、「労働が所有を確立する」というロック所有論のテーマは、生命や自由といった所有物に關しても妥当である。

奴隸状態とは「合法的征服者と捕虜との間に継続する戦争状態に他ならない」(T2.24) とロックは言う。すでに見たように、不正な戦争を仕掛け、その結果、その交戦相手の捕虜となつた者を奴隸として使役することをロックは許容している。だが、正しい戦争と不正な戦争との区別のみならず、戦時と平時の区別すら、かつて冷戦を経験し、そして今日では頻発するテロを経験している現代のわれわれにとつては容易ではない。だとするならば、われわれが隸属を免れた自由人であるといふこともまた、安易に自明視すべからざることなので

はなかろうか。ロックに固有の意味での労働は、いのくなつた混迷の時代にいたり、より一層の切実さをもつて求められてゐるようと思われる。

【註】

「統治論」のトキストには、Laslett, P. (ed.) [1960], *John Locke: Two Treatises of Government*, Cambridge U. P.を用ひる。

「統治論」第一論文からの引用はT1' 第1「論文からの引用はT2」*論記*」、節数にて引用箇所を示す。

『ハッセイ』のトキストには、Nidditch, P. H. (ed.), [1975], *John Locke: An Essay concerning Human Understanding*, Oxford U. P.を用ひる。『ハッセイ』からの引用はE」*論記*」、卷・章・節数にて引用箇所を示す。引用文中の「」は筆者による補足である。

- (1) 西出敬一「北米黒人奴隸制成立のイデオロギー的諸側面」、札幌学院大学人文学部紀要 第二十六号、一九八四年、1111-1151頁。
- (2) Simmons, A. J. [1983], *Inalienable Rights and Locke's Treatises*, *Philosophy & Public Affairs*, vol. 12, no. 3, reprint Ashcraft, R. (ed.) [1991], *John Locke: Critical Assessments*, 4vols., Routledge vol.II, p. 207, 209.
- (3) 下川はロックのアロペティ概念を縦密に分析しており、その中で「ロックは、……所有権と「権利をもつ」」などを、法の枠内で、自分の心の決定に従って特定対象に対する支配力を行使してもらう」として理解していく。「」を述べてゐる。下川「[11000]」「シマノ・ロックの自由主義政治哲学」、名古屋大学出版会、101頁。
- (4) 田中はロックの人格を生命の意に解してゐる。その上で、ロックはT2.23節において人格すなわち生命の譲渡

不可能性を主張しているとの解釈を示す。田中正司「一九六八」「ショーン・ロック研究」、未来社、二一七及び

一一一四頁。

(5) ウィンドストラップは論文「ロックの自殺論」においての解釈を提示している。ロックは無条件に自殺を禁じてこらるのではなく、その禁止は「より高貴な使用」において条件付けられてくる、とウィンドストラップは述べ。Windstrup, G. [1980], *Locke on Suicide, Political Theory*, vol. 8 No.2, pp.169-182. 特に、pp.173-174.

(6) ハの捕虜の生命所有権の喪失は誰に対する喪失であるのか—交戦相手に対してなのか、人類全体に対してなのか—をロックは明示してこない。ハの捕虜が人類全体に対して生命所有権を喪失しているのであれば、交戦相手以外の者が彼を奴隸として使用するのも可能なはずである。Simmons [1983], p.208.

(7) Feinberg, J. [1997], *Voluntary Euthanasia and the Inalienable right to Life*, The Tanner lecture on Human Values delivered at the University of Michigan and Stanford University, <http://www.tannerlectures.utah.edu/lectures/feinberg80.pdf>.

(8) 人が自らの生命に対する権利を自発的に譲渡することは原理的に可能だが、実際にはわれわれはその自発性の証拠を手に入れることができない、ところが見解をファインバーグは示している。「われわれが手に入れうる自発性の証拠は、正気であり、かつ十分に情報を与えられた者ならば、だれも自分自身を売つて恒常的貧困や奴隸状態に陥つたり、自らの生命に対する自由裁量的権利を売つたりはしないだろう」という自然な仮定を乗り越えるに十分なほど強いものでは決してありえないだろう。」Feinberg [1997], p.256.

(9) 実際のところ、ロックは死後の復活というキリスト教の教義を念頭に置きつつ、人格と身体との分離可能性を想定している。「復活の際に、身体はその構造や部分が現世でもついたものと正確に同一でなくとも、同一の意識がその身体に宿っている魂に伴つているのだから、同一なる人格をわれわれは何の困難もなしに思い浮かべることができるだらう」(E2.27.15)。しかしながら、本論が目指すところは世俗的な前提のみからのロック哲学の理解であるので、ハのよべな宗教的因素は敢えて捨象することとする。

(10) 一ノ瀬正樹 [110011]、「死ぬ権利」の欺瞞、「死生学研究」春号、東京大学大学院人文社会系研究科、五

- (11) Feinberg, J. [1994], *Freedom and Fulfilment*, Princeton, p.278.
- (12) Nagel, T. [1979], *Mortal Questions*, Cambridge, pp.5-6.
- (13) Nozick, R. [1974], *Anarchy, State, and Utopia*, Basic Books, pp.290-292.
- (14) 「ロックは自分自身や他者の保存に密接に結び付けていない権利だけをわれわれは譲渡やめぬ」といふ
「自然権」ルールは間違へ。Simmons[1983], p.196.
- (15) T2.24.
- (16) Macpherson[1962], *The Political Theory of Possessive Individualism*, Oxford, p.220.
- (17) ポリュバン・ロックにおける自由とは、かへりにねじれ自由へ向むく、義務の本質的な作用であり、自由の源泉
は義務にある、との理解を示してゐる。Polin, R., John Locke's conception of freedom, in Yolton, J.(ed)[1969],
John Locke: problems and perspectives : a collection of new essays, Cambridge U.P.,pp.1-18.
- (18) ポリュバン・ロックの自然権の規定は、ややオーソレントに依拠してゐる。Dworkin, R.[1977], *Taking Rights Seriously*, Harvard,
p.177.

On the right to destroy one's own life: with regard to John Locke's theory of slave

Kenichiro Imamura

I propose to discuss two questions arising from John Locke's claim: " a man, not having the power of his own life, cannot, by compact, or his own consent, enslave himself to any one, nor put himself under the absolute, arbitrary power of another, to take away his life, when he pleases." The claim sounds strange when he offers another claim that a man, according to his own will within the permission of the law under which he is, has the liberty to dispose of his property, viz. his life, liberty, and estate. These two claims could be united to suggest that our lives are so odd a private property that we do not have the power to take it away although we are said to be the owners of it and have the right to manage it. So the first question is: what kind of property our lives could be?

Our not having the power to take away our own lives means that we are not allowed to kill ourselves. Locke's denial of suicide is the grounds for his rejection of voluntary self-enslavement. The total alienation of your liberty to someone is equal to the total abandonment of your life to someone's control. Such abandonment is, according to Locke, nothing other than suicide. It is, however, sometimes difficult to provide a clear borderline between the total alienation of your liberty and the partial alienation of it. Thinking about this difficulty, there arises the second question: can only the total alienation of your liberty, as opposed to the partial alienation of it, imply the loss of your life? Could wage-labor never bring your life to destruction?

One of my aims in this article will be to make a reply to the first question by applying the distinction between "discretionary" and "mandatory" rights to the right to life. Another purpose will be to show that there could be borderline cases between wage-labor and slavery, by virtue of which the second question must be answered negatively.